

市第4号議案

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正
地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年5月19日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人ワークズわくわくの項中「瀬谷区瀬谷四丁目30番地の2」を「瀬谷区南台一丁目17番地の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地を変更するため、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例 第29条の4の3第2項の期間
（省 略）		
特定非営利活動法人ワークズ わくわく	<u>瀬谷区南台一丁目17番地の</u> <u>瀬谷区瀬谷四丁目30番地の</u> <u>3</u> <u>2</u>	平成28年1月1日から 平成33年6月30日まで
（省 略）		